

# 「ポツダム宣言」

バリトン、トランペット、ピアノのための

## 資料集

山本 準

### 楽曲としての「ポツダム宣言」のテキスト

(英文原文から作曲者が一部意識・省略して演奏用テキストを作成した)

(朗読) 1945年7月26日、ベルリン郊外ポツダムにて米国、中華民国、英国は日本の降伏の条件について次のように公表した。

(朗唱) 「我々、アメリカ合衆国大統領、中華民国政府首席および大英帝国総理大臣は、日本に戦争を終結する機会を与えることで合意した。

「我々は、巨大な軍隊で日本が抵抗をやめるまで、徹底的に戦争を続けることができるし、またその意思がある。

「ドイツの例をみれば明らかとおり、日本が抵抗を続けるのであれば、我々は日本本土を完全に壊滅させるだろう。

「日本には、理性的な判断の出来ない軍部にこのまま従って全滅する道を選ぶか、全面降伏という理性的な道を選ぶかのいずれかの選択肢しかない。

「我々は次の条件を提示する。

「日本は、日本を戦争という誤った道に導いた指導者たちを永久に排除せよ。無責任な軍国主義が払拭されないかぎり、新たな、平和で安全で、かつ正義に基づく秩序を打ち立てることは不可能だからだ。

「そのような新しい秩序が確立され、古い軍国主義が払拭されたことが説得力をもってしめされるまで、日本は我々の占領下に置かれる。

「日本の統治権は本州・北海道・九州・四国および連合国のさだめる重要でない島々に限定される。

「日本の軍隊は完全に武装解除された後、平和に生産的な生活を送る機会を与えるべく帰国することが許される。

「我々は日本人を奴隷にしたり、日本国を壊滅させたりするつもりはない。ただ、我が軍の捕虜に対し非道な扱いをした者を含め、戦争犯罪人に対しては厳しくこれを裁くつもりである。

「日本政府は日本国民の民主主義的な傾向の復活を妨害せず、むしろこれを強化しなければならない。言論の自由、信教の自由、思想の自由、そして基本的人権が確立されなければならない。

「我々は、日本の再軍備を目的としたものでない限り、戦後賠償の支払いのため日本がその産業と経済を維持することを許す。最終的には日本の世界貿易への参加も許されるであろう。

「我々の占領軍は、これらの目的が達成され、日本国民の自由意思による、平和的で責任ある政府が樹立されれば、直ちに日本から撤退する。

「日本政府は即刻無条件降伏せよ。さもなければ、日本は即時に完全に壊滅するであろう。」

(朗読) 7月28日 - 日本はポツダム宣言を黙殺するとの新聞報道。

(朗読) 8月6日 - 午前8時15分米軍が広島市へ原子爆弾投下。

(朗読) 8月8日 - 深夜、ソ連が日ソ中立条約を破棄、日本に宣戦布告。

(朗読) 8月9日 - 未明にソ連軍が満州へ侵攻して対日参戦開始。

同午前、ポツダム宣言の受諾の可否について最高戦争指導会議が開かれた。

(朗読) 午前11時2分、米軍が長崎市へ原子爆弾投下。

(朗唱) 8月10日 午前0時3分、ポツダム宣言の受諾の可否についての御前会議。

未明、御前会議で「国体の護持」を条件に日本のポツダム宣言の受諾を決定、連合国側へ打電。

(朗読) 8月11日 ソ連軍が日ソ国境を越えて南樺太へ侵攻。

(朗読) 8月12日 連合国側が、天皇および日本の統治機構は占領軍に従属することを条件とすると回答。

(朗唱) 8月13日 連合国の回答を巡って最高戦争指導会議・閣議が紛糾。

---

#### ポツダム宣言 (公式日本語訳)

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

(千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ)

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国力抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国力引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国力履ムヘキカヲ日本国力決意スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ拳ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破碎セラレタルコトヲ確証アルニ至ルマテハ联合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ（山本註：「カイロ宣言」への言及は本宣言が米・英・中（中華民国）三者による宣言（ソ連を含まない）とする事の正当性強化のために挿入されたと考えられる。下に「カイロ宣言」の公式訳を掲げるが、演奏用テキストとしては簡略化のためこの部分を割愛した）

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ（山本註：原文は The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives. イタリックの部分は公式訳では「家庭ニ復帰シ」となっているが、終戦時の状況から考えて、日本本土を離れて戦っていた日本軍は日本本土に帰国できる、と解するのが正しいと思われる）

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ハラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ヲ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ（山本註：原文は Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted. となっている。イタリックの部分は英語が整っていないが、公式訳通り賠償金支払いのための産業を維持するための原料へのアクセスは許すが、それをもってその原料供給者を支配することは認めない、という意味に解すべきものとする。演奏用テキストではこの部分は割愛した）

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ联合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シテ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

（参考 1）

日本からのポツダム宣言受諾の第一のレター(1945年8月10日)で中心となる「国体護持を条件とする」とした部分の英文  
The Japanese Government are ready to accept the terms enumerated in the joint declaration which was issued at Potsdam on July 26, 1945, by the heads of the Governments of the United States, Great Britain, and China, and later subscribed by the Soviet Government with the understanding that the said declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a Sovereign Ruler. (天皇の大権を侵害しないことを条件としての受諾) The Japanese Government sincerely hope that this understanding is warranted and desire keenly that an explicit indication to that effect will be speedily forthcoming.

これに対するいわゆる「バーンス回答」の主要部分

"From the moment of surrender the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied powers who will take such steps as he deems proper to effectuate the

surrender terms.” これにより、日本の降伏後、天皇（および日本政府）の権限は連合国の占領軍に従属することは明確だが、天皇の身柄をどうこうするという事には触れられていない。

（参考2）「カイロ宣言」 原文と邦訳 国立図書館から [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002\\_46/002\\_46tx.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html)  
カイロ宣言（日本国に関する英、米、華三国宣言）

President Roosevelt, Generalissimo Chiang Kai-shek and Prime Minister Churchill, together with their respective military and diplomatic advisers, have completed a conference in North Africa.

The following general statement was issued:

"The several military missions have agreed upon future military operations against Japan. The Three Great Allies expressed their resolve to bring unrelenting pressure against their brutal enemies by sea, land, and air. This pressure is already rising.

"The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

"With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan."

以下は上記文書の日本語訳（一部、翻訳されていない）。「日本外交年表並主要文書」下巻、外務省編（1966）から転載。

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的声明ヲ発セラレタリ  
各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ  
三大同盟国ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ  
三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス  
右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国力奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ滿洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国力清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ  
日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ  
前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス  
右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ」

（以上）